

東京学芸大学学生相談室要項の一部改正について

改正理由：学生相談室長の任期を規定するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （室長） 第5条 室長は、理事又は教員から学生支援センター長が指名する。 2 室長は、室の業務を総括する。 3 室長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。 <u>ただし、欠員が生じた場合に指名される室長の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 第6条～第9条 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成26年6月2日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （室長） 第5条 室長は、理事又は教員から学生支援センター長が指名する。 2 室長は、室の業務を総括する。 第6条～第9条 〔省略〕